

① ウェブ開示によるみなし提供制度の概要

- 定時株主総会を招集するときは、法務省令で定めるところにより、その招集通知に計算書類等の株主総会資料を添付して株主に提供しなければならない(会社法第437条)

(法務省令で定める提供方法)会社法施行規則133条・会社計算規則133条

① 招集通知を書面で行う場合

⇒ 書面で提供する

② 招集通知を電磁的方法による場合(株主の承諾がある場合)

⇒ 電磁的方法によって提供する

③ ①②にかかわらず、株主総会資料の一部について、招集通知の発出時から株主総会后3か月が経過するまでの間ウェブサイトに掲載することによって、株主に提供したものとみなす(=ウェブ開示によるみなし提供制度)。

※ 定款の定めが必要

② ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる資料

- 重要な事項、典型的に株主の関心が高いと思われる事項等は対象外
⇒ 貸借対照表及び損益計算書は、その重要性からウェブ開示によるみなし提供制度の適用対象とはされていない。

ウェブ開示によるみなし提供制度の拡大措置について (前々回・前回の措置)

令和2年5月・令和3年1月に実施した時限措置の内容

- 令和2年6月，令和3年3月・6月の定時株主総会シーズン前に，新型コロナウイルスの影響により，決算・監査業務の遅延が発生するおそれ



郵送するための印刷・封入作業に要する時間を短縮し，決算・監査業務の負担を軽減するため，会社法施行規則・会社計算規則を改正し，従前はウェブ開示によるみなし提供制度の対象とされていなかった単体の貸借対照表や損益計算書等を同制度の対象とした。



緊急措置であることから，以下のとおり時限措置とした

- ・令和2年5月の措置(6か月間) ⇒ 令和2年11月15日に失効
- ・令和3年1月の措置(同年9月30日まで) ⇒ 令和3年9月30日に失効

電子提供制度について

電子提供制度(令和元年改正会社法で創設)

- 株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し、当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知することによって、株主総会資料を提供したものとする制度(改正後会社法第325条の2以下)。
- 「公布の日(令和元年12月11日)から起算して3年6月を越えない範囲内において政令で定める日」から施行。 ⇒ **現在未施行**

電子提供制度

- ✓ 招集通知以外の株主総会資料全部を対象とする。
- ✓ 「書面交付請求」をすることができる。
- ✓ 「書面交付請求」をした株主に対して書面を提供。

ウェブ開示によるみなし提供制度

- ✓ 株主総会資料の一部
- ✓ 拡大措置においては、単体の計算書類も対象
- ✓ 書面交付請求はない。
- ✓ 拡大措置においては、株主の利益を不当に害することがないように特に配慮しなければならないとされている(具体的な方法は会社に委ねており、株主が希望しても、確実に書面の提供を受けることができるわけではない。)
- ✓ ウェブ開示によるみなし提供制度の対象とならない事項については、全株主に対して書面を提供。

電子提供制度の下での書面交付請求制度について

書面交付請求制度

- 書面交付請求をした株主に対しては、招集通知と併せて、電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない(改正後会社法第325条の5第2項)。
なお、議決権の行使に係る基準日がある場合には、当該基準日までに書面交付請求をした株主に限る。
- 法務省令で定めるものの全部又は一部について、記載することを要しない旨を定款で定めることができる(同条第3項)。

電子提供措置事項記載書面から省略をすることができない事項(改正後施行規則第95条の4)

株主総会参考書類	議案
事業報告	<u>事業の経過及び成果</u> 、資金調達等に関する事項、重要な親会社及び子会社の状況、 <u>対処すべき課題</u> 、会社役員の氏名等、 <u>責任限定契約に関する事項</u> 、 <u>補償契約・役員等賠償責任保険契約に関する事項</u> 、報酬等に関する事項
計算書類	<u>貸借対照表・損益計算書</u>
連結計算書類	<u>連結貸借対照表・連結損益計算書</u>

※ 下線部: 本来のウェブ開示によるみなし提供制度の対象(書面不要)となる事項

※ 赤字: 特例措置によりウェブ開示によるみなし提供制度の対象(書面不要)となった事項

- 我が国及び諸外国において、新型コロナウイルスの感染が引き続き拡大しており、今後の企業の決算・監査業務に影響を及ぼす可能性がある。
- 現在、決算・監査業務のリモート化等の実務上の対応が進められており、決算・監査業務の遅延の問題は概ね解消していると承知するものの、実務界からは、安心材料として令和2年5月・令和3年1月と同様の措置を求める声がある。

➡ このような現状を踏まえて、令和4年3月・6月に開催される定時株主総会についても、特例措置によるウェブ開示によるみなし提供制度の拡大を行うこととしたい。

措置の変更の要否に関する検討

- 措置を恒久化することは考えられないか
⇒ 現在の状況を踏まえたコロナ対策の緊急措置であることから、時限措置(令和4年9月末まで)とすることが適切
⇒ なお、株主総会資料提供のデジタル化促進という観点からの要請については、電子提供制度を可能な限り前倒して施行する(措置案②)ことで対応
- 措置を失効させることなく延長することは考えられないか
⇒ 現在の状況を踏まえたコロナ対策の緊急措置であることから、株主総会が集中する時期を対象とした時限措置とすることが適切(上場企業の総会は3月及び6月に集中)

➡ 措置の内容は前回と同様のものを想定。

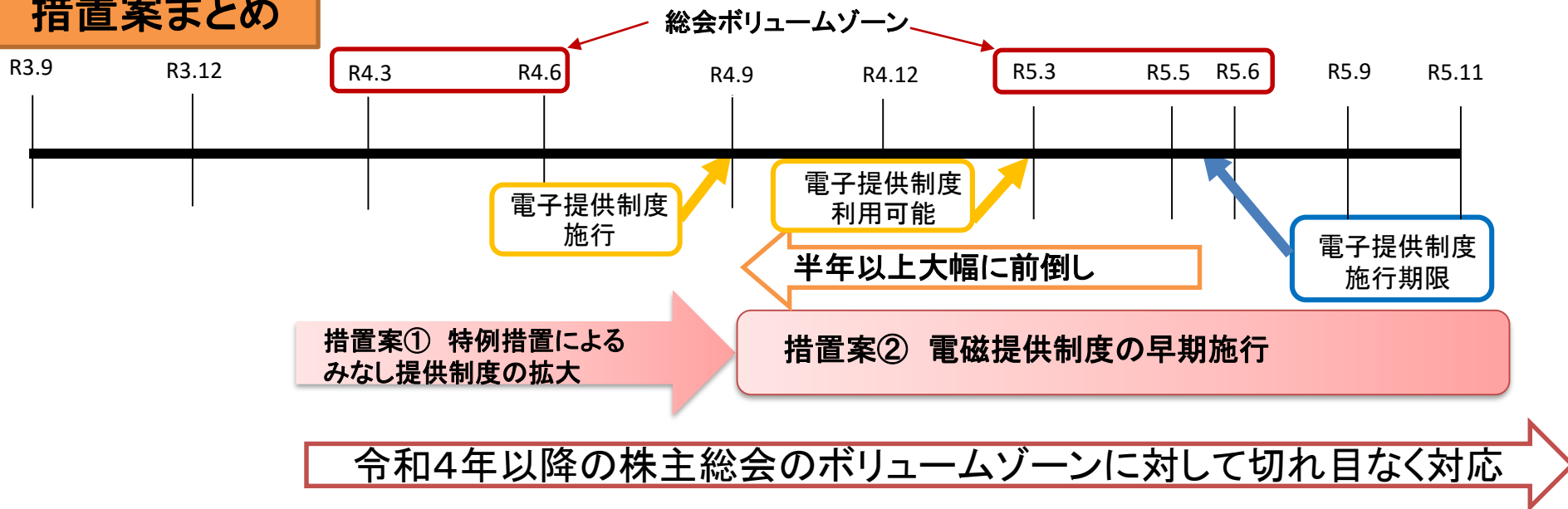
ただし

- ・パブリックコメントの手続きをとり、具体的なニーズの有無及び内容を含め、利害関係者の意見を広く確認
- ・令和4年3月の株主総会の準備に間に合うよう、経済界への周知等を進める

措置案②： 電子提供制度の早期施行

- 電子提供制度の施行を大幅に前倒しすることにより、令和5年の株主総会ボリュームゾーンから電子提供制度の利用を可能とすることを検討

措置案まとめ



参考

- 上場企業の株主総会の集中時期(令和元年7月～令和2年6月のデータ(2661社中))

- ①令和2年6月: 1824社
- ②令和2年3月: 297社
- ③令和2年5月: 148社
- ④その他の月: 392社

(※ 商事法務研究会の調査による)